

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念「いつも、人から。」に基づき、「人を信じ、人を愛し、人につくす」ことを大切にし、社会に貢献し続ける企業グループを目指しております。これを実現し、企業価値の向上とお客様、株主・投資家の皆様をはじめとした様々なステークホルダーのご期待に応えるために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題と認識しております。こうした考えのもと、以下の取り組みを進めております。

1. 執行役員制度を導入し、取締役会を活性化・高度化
2. 取締役会から業務執行ラインへの権限委譲を進め、意思決定・施策実行をスピードアップ
3. 取締役(執行役員を含む)の任期を2年から1年に短縮し、事業年度毎の責任を明確化
4. 業績連動報酬体系の導入など役員報酬制度を改革し、業績向上、企業価値向上に向けたインセンティブを強化
5. 社外取締役をメンバーとする指名・報酬委員会を設置し、公正性・透明性を確保

百貨店事業を中核とする当社グループでは、お客様の視点に立った経営を進めるため、お客様の情報や日常の業務情報を迅速に把握して直接経営に反映させることが極めて重要と考えております。今後こうした考えに基づき、「経営」から「現場」までの全マネジメントの段階で、コーポレート・ガバナンスを一元的に機能させてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	37,099,000	10.44
エイチ・ツー・オー・リテイリング株式会社	33,084,000	9.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社[信託口]	21,665,000	6.09
日本生命保険相互会社	9,923,880	2.79
高島屋共栄会	6,895,144	1.94
相鉄ホールディングス株式会社	4,805,000	1.35
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	4,500,000	1.27
BNP パリバ証券株式会社	4,425,425	1.24
ステート ストリート バンクウェスト クライアント トリーティー	4,093,768	1.15
高島屋社員持株会	4,059,347	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 2 月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 11 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島 馨	弁護士											○
後藤 晃	その他											
鳥越 けい子	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 馨	○	*大末建設株式会社社外監査役	*弁護士としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 *独立性の基準及び開示加重要件等に該当せず、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場ではなく、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監督を行っていただけのため、独立役員に指定しております。
後藤 晃	○	——	*学識経験者としての専門知識や経験等、及び公正取引委員会委員としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 *独立性の基準及び開示加重要件等に該当せず、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場ではなく、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監督を行っていただけのため、独立役員に指定しております。
			*学識経験者としての専門知識や経験

鳥越 けい子	○	——	等、及び協会理事長等の経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役役に選任しております。 * 独立性の基準及び開示加重要件等に該当せず、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監督を行っていただけのため、独立役員に指定しております。
--------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

4 名

監査役の人数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。なお監査報酬の内容につきましては、以下のとおりです。
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額114百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額6百万円
また内部監査部門として設置している業務監査室が、定期的に会計監査と業務監査及び財務報告に係る内部統制評価を行い、諸法令や社内諸規則の遵守状況、経営活動全般にわたる管理・運営状況、重点施策の執行・浸透状況を独立した立場から検討・評価し、その結果に基づく問題点の指摘及び改善の方向性の提案を行っております。また監査役への監査結果の報告や意見交換を定期的に行うことにより、監査の質的充実と効率化に努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村 寛	公認会計士													
武藤 英二	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			*公認会計士及び税理士としての知識・経験等を当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しております。

西村 寛	○	——	*独立性の基準及び開示加重要件等に該当せず、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から当社取締役の職務執行に対する監査を行っていただけるため、独立役員に指定しております。
武藤 英二	○	*財団法人民間都市開発推進機構理事長 *武藤英二氏の出身元である日本銀行は、当社法人事業における取引先（販売先）ではありますが、その取引高が当社売上高に占める割合は軽微であるため、同氏の独立性に影響はございません。	*元日本銀行理事としての豊富な知識・経験等を当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しております。 *独立性の基準及び開示加重要件等に該当せず、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から当社取締役の職務執行に対する監査を行っていただけるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、グループ・単体業績及び担当部門業績の目標達成度や重点課題に対する達成度に基づき算定しております。その他の施策といたしましては、自社株式取得報酬の支給を行っております

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直前事業年度(2014年(平成26年)3月～2015年(平成27年)2月)における取締役13名の報酬等の額は294百万円(うち社外取締役5名28百万円)です。なお取締役の人数及び報酬等の額には、2014年(平成26年)5月20日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬等の額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員報酬の決定プロセスにおける公正性・透明性を確保する目的で、社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、同委員会で取締役・執行役員の評価及び個人別報酬額について審議しております。役員報酬体系は、基本報酬と賞与で構成されており、基本報酬には、単年度の業績に応じて支給する業績連動報酬を導入しております。また株主・投資家の皆様と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上への取り組みを促すことを目的に、自社株式取得報酬を導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対して適宜社内情報等の資料を提供するなどし、スムーズな経営判断に繋がるよう取り組んでおります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会の活性化・高度化及び経営の公正性・透明性の確保を図るため、以下の体制を採用しております。
○取締役会においてグループ全体最適の視点から活発な議論と適切な意思決定が行われるよう、執行役員制度を導入し、取締役の

員数をスリム化しております。また広い視点に立った有益な助言を得ることを企図して、11名の取締役のうち3名を社外取締役としております。

○重要な業務執行の決定や取締役の職務執行の監督を行う取締役会(原則月1回開催)のほか、取締役会において決定された経営の基本方針に基づき、取締役社長が行う全般的業務の執行及び統制に関する審議機関として「常務会」(取締役社長、専務取締役及び常務取締役等、男性20名、女性4名で構成)を設置しております。「常務会」は通常月2回開催し、取締役会に付議する事項や代表取締役又は常務取締役が決裁すべき事項のうち審議を必要とする事項、代表取締役又は常務取締役の業務執行のうち報告を必要とする事項等の審議・報告を行っております。また社内役員間の経営状況に関する情報共有化と議論の場として「執行役員会」(取締役、執行役員、役員待遇、主要子会社社長等、男性29名、女性7名で構成)を設置し、四半期に1度の決算関連の議題を中心に年4回開催しております。

○「指名委員会」「報酬委員会」を設置しております。「指名委員会」においては、社外取締役を参画させ、取締役・執行役員の候補者案・人事案を審議しております。「報酬委員会」においては、社外取締役を委員長として、取締役・執行役員の評価及び個別報酬額を審議しております。

○監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役2名の計4名(男性4名)の監査役で構成され、原則年9回開催し、監査に関する事項等の協議・決議・報告を行っております。また監査役の機能強化に向け、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、監査役体制の強化により、コーポレート・ガバナンスの実効性を上げることが最適であるとの考えのもと、監査役制度を採用しております。また、取締役会の活性化・高度化に向けて、グループ全体最適の視点から活発な議論と適切な意思決定が行われるよう、執行役員制度を導入するとともに、広い視点に立った有益な助言を得ることを企図して、当社との利害関係のない社外取締役を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	*総会期日の約3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	*多くの株主が出席しやすいよう、集中日を回避して実施。
電磁的方法による議決権の行使	—
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	*(株)ICJの議決権行使プラットフォームを利用。
招集通知(要約)の英文での提供	—
その他	*当社ホームページに招集通知を掲載。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	*半期毎(中間及び本決算発表時)に、決算説明会として開催。直近では、2014年(平成26年)10月10日及び2015年(平成27年)4月7日にそれぞれ開催し、社長による1. 決算説明と次期決算予想(営業戦略含む)、2. 長期プランの進捗、3. 長期プランのローリング内容等の説明と、それに続けて質疑応答を実施(3. は4月開催時のみ)。	あり
IR資料のホームページ掲載	*1. 会社概要、2. 決算短信、3. アニュアルレポート／ファクトブック、4. その他の財務情報、5. 決算情報以外の適時開示情報、6. 株主レポート、7. CSRレポート、8. 月次営業報告、9. ニュースリリース、10. 有価証券報告書・四半期報告書(EDINETへのリンク)等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	*IR担当部署: 広報・IR室 *IR担当役員: 代表取締役社長 兼企画本部長 木本茂 *IR事務連絡担当者: 広報・IR室長 加藤ナナ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	*企業及びグループ構成員の意思決定や行動にあたっての基本的な価値観(判断基準)である「経営理念」の中で、お客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などグループに関わるすべてのステークホルダーに対し、「人を信じ、人を愛し、人につくす」ことを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献することを規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	*2001年(平成13年)に全店でISO14001を取得し、環境マネジメントシステム(EMS)の強化と省エネ・省資源、廃棄物削減などを実施。また環境に係わる費用対効果(環境会計)を社内外へ開示。 *CSR教育の実施や社内報への定期的な掲載により、CSRを社内へ浸透。 *CSRの視点から、企業活動についてPDCA手法により取り組み状況を継続的に確認。 *当社グループCSRの取り組みをWEBで公開。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	*当社グループへの信頼と経営の透明性向上に向け、公正かつ適時・迅速な情報開示を推進。 *コンプライアンスリスクに関する情報についても、危機管理の主管部署である総務部に集約し社内での迅速な共有化を図るとともに、社外のステークホルダーに対する適切かつ積極的な情報開示を推進。
その他	*取締役は男性9名、女性2名(うち社外取締役は男性2名、女性1名)、執行役員は男性10名、女性2名で構成。 *正社員の女性比率は、54.8%、女性管理職比率は20%を達成(2015年3月時点)。2016年以降も女性管理職比率を拡大する予定。 *女性社員の平均勤続年数は22.8年、平均年齢は40歳を超えている(2014年度実績)。

- * 多様な育児勤務制度(8種類)を始めとする両立支援制度の導入・改訂による、「働き続けられる会社」としてのサポート策の充実。
- * メンター制度、女性キャリアサポート研修などの導入による女性のキャリア意識醸成と次世代の女性管理職の早期育成に向けた取組みを実施。女性を部下に持つ男性管理監督者研修も併せて実施。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営戦略や事業目的等を組織内に浸透させ、i) 業務の有効性及び効率性、ii) コンプライアンス、iii) 財務報告の信頼性確保、iv) 資産保全を図るために、内部統制システム及びリスク管理体制(以下、総称して「内部統制システム」)の整備は必要不可欠であります。また当社グループがお客様や株主などステークホルダーの皆様との信頼関係を深め、社会的責任を重視した経営を持続的に推進する上で、その支えとなるのが内部統制システムであると考えております。こうした認識のもと、下に記載の基本方針に基づき、内部統制の体制整備に向け、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」及び「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を設置しております。「高島屋グループCSR委員会」において、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証する一方、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、主管部門がスタッフ各部門と連携し、案件ごとにラインを通じて内部統制の強化を図っています。リスクマネジメントについては、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、コンプライアンスリスク・自然災害リスク等の予防、極小化に向けグループ横断的に統制を図ることに加え、新たなビジネスへのチャレンジなど事業戦略上発生するリスクに対しては、リターンとのバランスを考慮しながら的確にコントロールし、もってグループ全体のリスクマネジメント体制の確立に取り組んでおります。また教育・研修において「コンプライアンスガイドブック」等を利用し、コンプライアンスの周知徹底を図るなど、様々な統制活動を実施しております。コミュニケーション・情報開示については、経営トップ自らが「現場」との双方向コミュニケーションに継続的に取り組み、課題の迅速な把握に努めるとともに、社外ステークホルダーの皆様に対して適時・適切な情報開示を推進しております。モニタリング(監視活動)については、内部統制を維持・強化するための補完機能として位置づけ、業務監査室による業務プロセスの定期的な監査を行うとともに、内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」を設置するなど機能強化を図っております。今後も内部統制強化に積極的に取り組み、すべてのステークホルダーのご期待に応える、公正で透明な企業活動を行ってまいります。

＜「内部統制システム」の整備に関する基本方針＞

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制

ア. 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすことを大切にするにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめ全取締役は、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践するために、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、その浸透・定着を図ります。

イ. 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの運用状況や課題について定期的に確認します。

ウ. 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

エ. 当社は、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証し、強化します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を、当社の文書規則に従い、適切に保存し、管理します。

(3) 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防態勢を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。

イ. 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。

ウ. 当社は、反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃・職務執行の一層の効率化など、その必要性が生じた場合には、適宜見直しを図ります。

イ. 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。

(5) 当社及びグループ各社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、CSR視点に立った意識風土改革を進めます。

イ. 当社は、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。また、新たな取り組みに関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。

ウ. CSR推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。

エ. 当社は、社内(グループ各社を含む。)の不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営します。通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益が及ばないことを確保します。

オ. 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所(グループ各社を含む。)において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。

(6) グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。

イ. 当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。

ウ. グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。

イ. 当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。

(9) 当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制

ア. 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。

イ. 監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。

ウ. 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。

イ. 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。

ウ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。

エ. 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社グループは、経営理念「いつも、人から。」の実現に向け、経営者・従業員が一体となって実践する指針のひとつに「社会から信頼される行動」を掲げています。この指針に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、決して屈することなく毅然と対処し、排除いたします。

そのために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置しております。具体的には、万一、反社会的勢力から各店、各事業部及びグループ会社

が不当な要求を受けた場合、同室が迅速かつ一元的にその情報を収集・分析し、必要に応じて警察等の関係官庁や弁護士等の外部専門機関と連携しながら指導・助言を行うことにより、グループ一体となって解決を図る体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

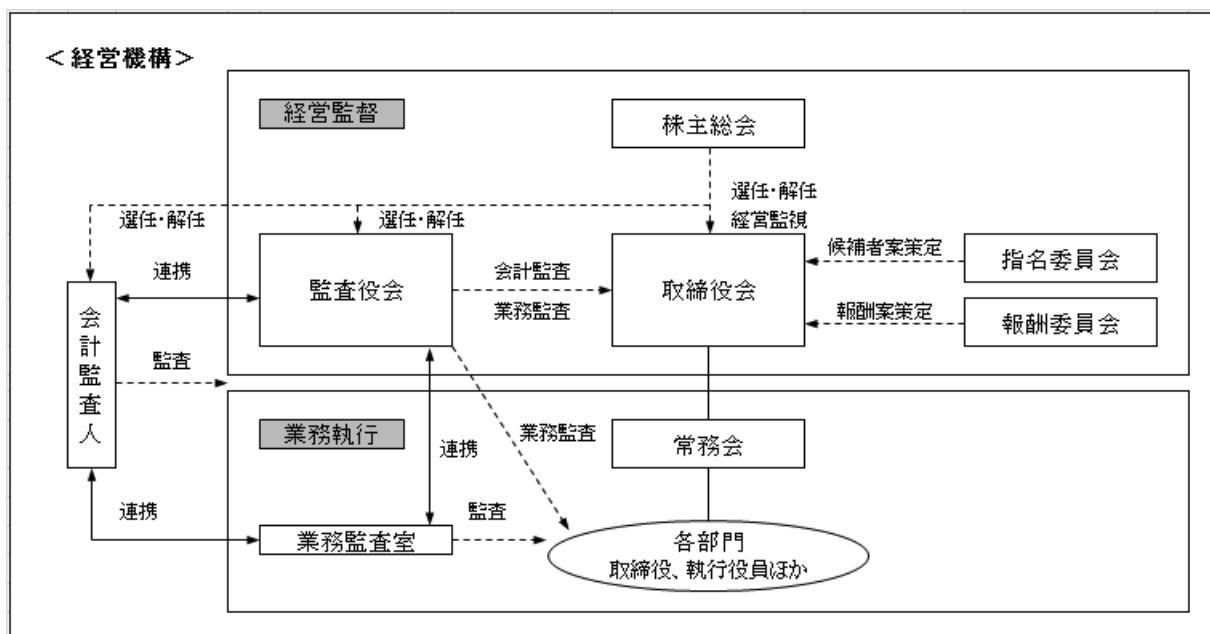
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

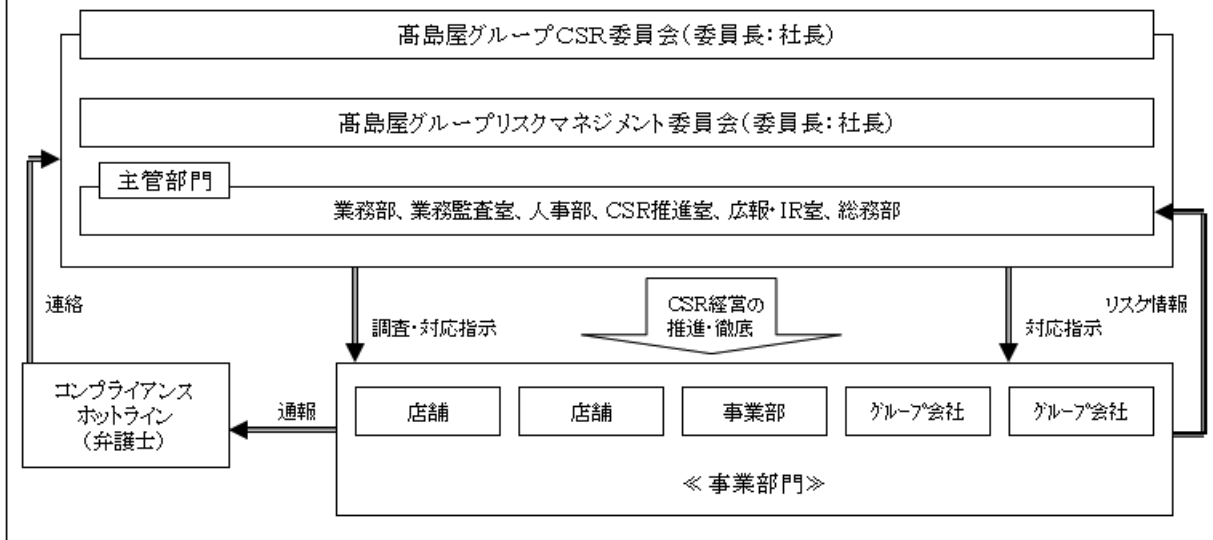
○会社情報の適時開示窓口は「広報・IR室」に機能を一元化しています。

○開示決定は、常務会、取締役会、高島屋グループCSR委員会が行っています。

○必須開示事項だけでなく、積極的な情報開示の推進という観点から、広報・IR室が必要と判断したものについては、任意の開示を行っています。



< 内部統制システム >



< 開示決定機関の組織図 >

